第5期嬉野市農業委員会 第33回定例総会議事録

令和3年4月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第33回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	馬場下畑ヶ田の設工事用地	R3.4.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野二本椎 使用貸借権	R3.4.2	承 認
	2	下野一本松二 使用貸借権	R3.4.2	承 認
	3	谷所三本松 外2筆 賃借権	R3.4.2	承 認
	4	谷所二本柳 賃借権	R3.4.2	承 認
	5	谷所三本柳 賃借権	R3.4.2	承 認
	6	谷所三本柳 賃借権	R3.4.2	承 認
	7	五町田高城 賃借権	R3.4.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~22	五町田熊野 外50筆 使用貸借権・賃借権	R3.4.2	承 認
	嬉 1~20	下宿横鹿倉 外49筆 使用貸借権・賃借権	R3.4.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山宮ノ前 売買	R3.4.2	許可
	2	五町田上川原 外1筆 贈与	R3.4.2	許可
	3	不動山松ノ原 外4筆 売買	R3.4.2	許可
	4	下野一本松三 外4筆 売買	R3.4.2	許可
	5	真崎一本松 売買	R3.4.2	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下社 駐車場	R3.4.2	承 認
	2	岩屋川内陣野 営農型太陽光発電設備設置	R3.4.2	承 認
	3	不動山平 一般住宅	R3.4.2	承 認

議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	岩屋川内田ノ頭 一般住宅	R3.4.2	承認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	吉田榎坂 駐車場及び資材置場	R3.4.2	承認
議案第7号		農地転用許可後の事業計画変更及び第5条の規定に よる申請の承認について		
	1	下宿三本桜 太陽光発電設備設置	R3.4.2	承認
議案第8号		下限面積(別段の面積)の設定について	R3.4.2	決 定

第5期嬉野市農業委員会第33回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 4月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 4月2日 午後1時30分 議長 川内 利光 及び宣告 閉会 4月2日 午後3時03分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の 非公開 可 否 ・ 理 由 非公開理由: 嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条

第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員

(農業委員)

議席 番号	氏	名	出欠	備	考	議席 番号	氏	名	出欠	備	考
会長	川内	利光	出	議	長	7	原田	謙次	出		
1	池田	博幸	欠			8	峰	正己	出	議事錄	最署名
2	馬場み	y どり	出			9	中島ス	 大二郎	出	憲章	朗読
3	森	和義	扭			1 0	杉﨑	順憲	田		
4	西田	昭義	出	事前審	查班長	1 1	山口	安則	出		
5	植松	和幸	出			1 2	生田	健児	出		
6	山口智	曾佐代	出	議事録	署名						

(職員等)

事務局長	馬場・敏和	主事	永田 良子
農業政策課副課長	小原 和子		

6 議事日程

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

議案第7号 農地転用許可後の事業計画変更申請及び農地法第5条の規定による申請の承認について

議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定について

7 会議の概要 - 午後1時30分 開会 -

局 長 それでは、定刻になりました。

定足数に達しておりますので川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号9番 中島文二郎委員にお願いします。 全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和 御着席ください。

議長

それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第33回定例総会を開会いたします。

本日の議題は、報告1件、議案8件で、審議事項は62件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号6番 山口智佐代委員と

8番 峰正巳委員 を指名します。よろしくお願いします。

議 長 それでは、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について です。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。

貸付人は、東京都江戸川区の 〇〇〇〇 様 、

借受人は、佐賀市の 九州電力送配電株式会社 佐賀支社長

○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 畑ケ田 ○○○番、地目は田、

面積は、1,412㎡のうち 360㎡です。

用途目的は、設備工事に伴う仮設工事用地で、

理由は、九州電力送配電(株)の送電線線路、塩田鹿島線No.11 の敷地整備工事に伴う仮設工事用地ということです。

隣接が、東は農道、 西、南、北は田 です。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

この件について、森委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当事務局から説明があったとおり、高圧線の敷地内の舗装工事ということで、

資材置場として法人○○○の麦の作付け地を借りたいということで申請がなされたものです。工事は昨日の時点で終わっております。近々のうちに片づけて後は農地に戻すということで、ただし麦が栽培している一部だけ補償があるといることでは、特に問題ないと思います。トストスな願いします。

いうことです。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続いて、事前審査の結果について、西田班長、報告をお願いします。

3月29日、3班で事前審査を行いました。3班の皆さんお疲れ様でした。 今の件ですが、森委員が言われたとおりでございます。よろしくお願いします。

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

「全員举手]

議長

班

議議

長

長

議 長 全員挙手です。よって、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、 整理番号1番については、全員了承です。

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページです。整理番号1番、

貸付人は 式浪の ○○○○ 様、

借受人は 同じく式浪の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字下野 二本椎 〇〇〇番 地目は田、面積は1,778㎡、利

用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は、平成29年6月11日から令和9年6月10日までの間で、

解約理由は、借受人を変えて再契約、

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。 貸付人は 福岡市の ○○○○ 様、

借受人は 下吉田の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字下野 一本松二 ○○○番 地目は田、

面積は2,965㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は、平成31年3月1日から令和11年2月28日までの間で、

解約理由は、借受人を変えて再契約、合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。 貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 三本松 ○○○番 外2筆 地目はすべて田、

面積の合計は6,140㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。

期間は、平成30年1月1日から令和9年11月30日までの間で、

解約理由は、農事組合法人 〇〇〇〇へ利用権を移転するため(権利移転)、 農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。 議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 農事組合○○○に移転することで何か理由がありますか。別に本人さんの 申し入れだけですか。

事務局 理由の記入はないのですが、農地的に作りやすいということかと思います。

委 員 場所的に下童が近いのですか。

事務局 大字が谷所となっていますので、地区的に近いと思われます。

議 長 他にありませんか。

委員[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 二本柳 ○○○番 地目は田、

面積は770㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。

期間は、平成30年1月1日から令和9年11月30日までの間で、

解約理由は、農事組合法人 ○○○○へ利用権を移転するため(権利移転)、

農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 これも同じかんじかな。地区の関係かな。

事務局 そうだと思います。

委 員 たぶん私の考えですが、組合を作る時、○○の方に返す、区域内に土地があり 作業面で非常にやりにくいということで、自分たちの区域内はまとめようと いう考えで処理をしたものと思います。

議 長 他にありませんか。

委員[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

それでは、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページ、整理番号5番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は農事組合法人○○○○様です。

所在地は、大字谷所 三本柳 ○○○番 地目は田、

面積は5,460㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。

期間は、平成27年6月1日から令和7年5月31日までの間で、

解約理由は、農地法第3条にて農地取得のため ということです。

農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

○○○の代表者名が書いてありませんが。

事務局

解約で無い状態で、公社の方から返ってきていたもので。○○○○さんですが。

委員入っていないということで済むものですか。

事務局

公社へ理由を確認したいと思います。もし、公社が抜けていた場合、記入し 指摘があったことを伝えたいと思います。今後、事務局も注意していきたい と思います。

議長

他にありませんか。

委 員

「「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号5番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

それでは、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号6番です。

貸付人は 三ケ崎の 〇〇〇〇 様

借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 三本柳 ○○○番 地目は田、

面積は5,460㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。

期間は、平成27年6月1日から令和7年5月31日までの間で、

解約理由は、農地法第3条にて農地取得のため ということです。

農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

それでは、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号7番です。

貸付人は 白石町の ○○○○ 様

借受人は 五町田第4の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 高城 ○○○番 地目は田、

面積は2,152㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦です。

期間は、平成28年11月1日から令和8年10月31日までの間で、

解約理由は、農地法第3条により所有権移転するため ということです。

農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、 整理番号7番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

皆さんにお諮りします。利用権設定について、塩田町の分、整理番号1番から 22番まで について一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

[「異議無し。」と呼ぶ者あり]

議長

異議無しと認めます。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から22番まで について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

申し訳ございません。資料の訂正をお願いします。塩田町の11番、〇〇〇 〇さんを〇〇さんに、それと嬉野町の1番の集落名鹿谷を上岩屋、4番と 5番の峰を峰川原に修正をお願いします。申し訳ございません。

別添の表1ページから3ページをご覧ください。

利用権設定、塩田町の分、整理番号1番から22番までについてです。

貸し手人は 熊野の ○○○○ 様、他20名様です。

借り手人は 同じく熊野の ○○○○ 様、他14名様です。

所在地は、大字五町田 熊野 ○○○番 他50筆、

地目は田と畑、田の面積の合計は、34,961㎡、

畑の面積の合計は、4,038㎡、田畑の面積の合計が38,999㎡です。 利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から10年で、再設定及び新規です。 計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各 要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から22番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から22番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。 「全員挙手」

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、塩田町の分、整理番号1番から22番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から20番までを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

[「異議無し。」と呼ぶ者あり]

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から20番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページから6ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から20番までについてです。

貸し手人は 内野山の ○○○○ 様 他17名様、

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様 他17名様です。

所在地は、大字下宿 横鹿倉 ○○○番 他49筆、

地目は田と畑、地目は田と畑、田の面積の合計は、44,375㎡、

畑の面積の合計は、3,383㎡、田畑合計で47,758㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。 計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各 要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から20番について、質疑を行ないます。 質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から20番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。 [全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分、 整理番号1番から20番については、原案のとおり承認することに決定しました。 議 長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページ、整理番号1番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 長崎県の ○○○○ 様、

譲受人は 今寺の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番、地目は田、

面積は357㎡です。

譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり300,000円、全体で107,100円です。

図面は8ページから9ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 ○○○○さんは、太陽光をしないのよね。

事務局 3年3作は農地として管理しなければいけません。太陽光に出来ませんし、 地権者から管理が出来ないため、買って頂きたいと申し入れがあったとのこ とです。

議長、先々にどんどん太陽光にして、何か見え見えの感じがして。

事務局 すぐには転用できませんので、3年は作って頂く必要があります。

議 長 それは、分かっていらっしゃると思いますが、この先どんどん許していくの。

事務局 単価が下がっているのでこの先はあまり出来ないと思います。

委 員 端っこの方に前回は作っていましたが、たぶん頼まれて買うことになったと 思います。

議 長 それは分かっていますが、農地を守るということが、農業委員会の主旨でしょ、 先分かっていることをいいのか。

地区担当 ちょっといいですか。○○さんから聞いた話ですが、自分は土地はいらんとけど副島さんがどうしても管理しきらんけん、お願いされたとはなされた。 太陽光をするとねと尋ねたら「せん」と言われ自己保全でと聞きました。太陽光はまず建たないと思います。

議 長 以前から知ってるものでね、人間性とかね。

議 長 他にありませんか。

委

議

員

長

[「無し。」と呼ぶ者あり。]

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり 許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議 長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番 については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 白石町の ○○○○ 様、

譲受人は 五町田第4の ○○○○ 様、

所在地は、大字五町田 上川原 ○○○番 外1筆、地目は畑と田、

面積の合計は2,337㎡です。

譲渡理由は経営規模縮小のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

贈与のため、売買価格はありません。

図面は10ページから11ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 親類関係になっているのかな。

事務局 親戚とは聞いてなかったんですが、前から作っていたところでもらってくれ とのことです。

委 員 親類関係になっているのかな。贈与税が係ると思うけど。五町田で一番いい ところですもんね。

事務局 ○○さんが元々作っていたところで、○○さんは62歳です。

委 員 これは○○さんにも確認したのでしょ。

事務局 お互い印鑑ついた上で確認しています。

委員 お互い来てらっしゃるとでしょ。

事務局 登記関係は○○さんがされるとのことです。

|議 長| 贈与税も係ることだから、もう少し情報を知りたかった。

事務局 ○○さん、その辺聞いてらっしゃいますか。

委員 聞いてないですね。

議長保留にするか、後で聞くか。

委 員 いらん心配と思われると思うが。推進委員だから知っているとは思うが。

事務局 1筆が農振地で畑は違います。

委員 畑の贈与だったら分かるけど。

事務局 そこまではいつも追求はしていません。お互いの話がついているもので、そこまで突っ込んだことは聞けませんので。

議長 許可を出さんばいかんから聞く必要があるのでは。あとでもめた場合は農業 が許可したからといわれんように。

事務局 書類的には不備はありません。○○さんに再度聞くことは出来ますけど。

委 員 さっきも聞いたように○○さんが持ってこられたのでしょ。

委 員 書類的には揃っているのでしょ。双方とも納得しておられる。

事務局 登記簿も原本が付いています。印鑑も捨て印まで付いておられます。

委員 我々がとやかく言うことではないのですが、書類も不備がないのなら。

事務局 ここは、地区が跨いでいまして、3区と5区の区長さん、生産組合長さんの 印鑑も押されています。

議 長 一応○○さんに連絡してみて。

委員本人が来て説明された以上、そこまで、いいのではないかと思いますが。贈与でも、本人が納得されているから。評価額がそんなにないと60万くらいかなその辺を考えてじゃないのかな。

委 員 ○○○○でなく個人で譲り受けているものですね。

事 務 局 そうです。○○さんの所有面積で申請されています。5 反要件も満たしています。

委 員 これ以上大丈夫じゃないですかね。

議 長 今後の課題として、もうちょっと聞いてもらうように。皆さんに心配されないようにしたいので。

議長 採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議の ない委員は、挙手をお願いします。

[全員举手]

議長異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は みやき町の ○○○○ 様、

譲受人は 丹生川の ○○○○ 様、

所在地は、大字不動山 松ノ原 ○○○番、外4筆、地目は畑と田、

面積の合計は2, 250㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり8,889円、全体で20,000円です。

図面は12ページから14ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり 許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議無しと認めます。

整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 下吉田の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく下吉田の ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 一本松三 ○○○番、外4筆、地目はすべて田、

面積の合計は4,609㎡です。

譲渡理由は小作地の売買、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり17,357円、全体で80,000円です。

図面は15ページから16ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり 許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議無しと認めます。

整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページ、整理番号5番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 佐賀市の ○○○○ 様、

譲受人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、

所在地は、大字真崎 一本松 ○○○番、地目は田、

面積は1,499㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり33,356円、全体で50,000円です。

図面は17ページから18ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり 許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議無しと認めます。

整理番号5番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。 事務局 議案書19ページ、整理番号1番です。

申請人は 鍋野の ○○○○ 様、

所在地は、大字馬場下 社 〇〇〇〇番、地目は田、面積は425 m²、

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、同居している家族(孫)が車を所有し、自宅敷地内では駐車場が不足しているため、申請地を駐車場用地として転用したいということです。

東は道路、 西は畑、南は宅地・田、 北は宅地です。

図面は20ページと21ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 森委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

長

議

この土地は自宅の周りで、自宅の手前で駐車場を作りたいということで、特に 問題ないと確認しております。審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 森委員がおっしゃったとおりで、Uターンすることが出来

森委員がおっしゃったとおりで、Uターンすることが出来ないところで、駐車場としてある程度広い土地が必要と思われますので、問題ないと思います。

議長

長

議

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 上岩屋の ○○○○ 様、

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○○番、地目は畑、

面積は4,637㎡のうち0.6642㎡です。

農地区分は農用地区内農地、用途目的は営農型太陽光発電設備設置(一時転用)です。

事由は、霜、強い日差しを遮り、茶葉の品質向上と売電収入が見込めるため、 申請地に営農型太陽光発電設備を設置したいということです。

東は畑、西は農道・畑、南は畑、北は農道です。

図面は22ページと23ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 杉﨑委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

議 長 地域担当・班長

事務局からありましたとおり、陣野地区でお茶が盛んなところであり、お茶がかなり安くなって、農業用で太陽光発電を設置したいと申し入れがありましたので、これにつきましては、去年の12月に説明会を実施され、周りの

地権者に同意をもらわなければいけないと言うことで、これは初めての企画ですので区長、生産組合長さんとかに話をしてもらって、地元で説明会をされてはどうですかと私の方から言いましてそれで開催されました。川内会長事務局、私と地元の人の前で説明され、現場は勾配もあまりなく太陽光としては適しているのではと思います。はっきり初めての事業でどうなるかわからんですけど苦情が出てきた時は、すべて対応していきたいと〇〇さんの申し入れでございました。よろしくお願いします。

議長

西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

詳しく説明をされましたけど、どういう結果が出るか、2列そのまま残して 1列を撤去しそこに杭を立てて、機械は作業でき太陽光は妨げにならないと言 うことでやっていくと、お茶に対して必要な光は十分にある。先程も言われた ようにお茶が安く、やり方によっては先進的ではないかなと思いました。みん なが注目するものと思います。よろしくお願いします。

議長

事務局から用意されてます、下が茶畑で上が太陽光です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

0.6642㎡の説明をお願いします。

事務局

杭の面積の本数分を占用地としてあげております。杭が81本の面積分です。

委 員

分かりました。一般の太陽光はそうでないでしょ。杭だけであれば今までの 申請もいいんじゃないかな。

事務局

通常は農地を潰すことで面積は関わっていますが、営農型は支障のある杭だけとなります。営農を確保するということで杭のみの面積となります。

委 員

員 一時転用ということですかね。

事務局

営農型は永久的に転用がなく、3年、5年とか要件があり、今回申請者が認定農業者であり、10年の設定が出来るということであります。10年経ったら、再度、年収、収入やらで減収していなければ許可が下りることになると思います。年間2割収入が減ったら撤去してもらうようになります。報告義務があります。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

申請人は 丹生川の ○○○○ 様、

所在地は、大字不動山 平 ○○○番、地目は畑、面積は537 m²、

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、子供世帯と同居することとなり、申請地を住宅用地として転用したいということです。

東は宅地、西は田(畑)・宅地、南は道路、北は田(畑)です。

図面は24ページから25ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 近くに住んでおられる北野推進委員に説明をお願いしたいと思います。

地域委員 先程の〇〇さんと一緒で、ここは霜で1番茶が取れなく、お茶を作るより息子が返ってくることで、農業委員会に申請せんばいかんと伝えました。よろしくお願いします。

議長西田班長、審査結果の報告をお願いします。

長 住宅地に囲まれていて、私たちが一番懸念して見ていたところは排水に関してでした。奥の方にパイプがありますが、これは奥の方に流れていて下に行っているのかと思いましたが溝がつぶれていて自然に浸透していると思われる。今回家を作る人は、手前の方に排水を流すということで問題ないかと思います。 人口が増えると言うことはいいことですので、よろしくお願いします。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議無しと認めます。

班

議

議

長

整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書26ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 埼玉県越谷市の ○○○○ 様、

譲受人は 下岩屋3区の ○○○○ 様、

所在地は、大字岩屋川内 田ノ頭 ○○○番、地目は田、面積は242㎡、 農地区分は第1種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、現在、勤務先の施設に入居しておりますが、勤務先の方針として長い 居住が望まれないため、土地を探しておりました。申請地を一般住宅用地として 転用したい ということです。

売買価格としては、反当たり20,095,041円、 全体で4,863,000円です。 東は道路、 西は宅地、 南は田、 北は道路 です。

図面は27ページと28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

杉﨑委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

下岩屋1区の〇〇〇近くになります。今まで持ち主さんよそにおり近くの人は草もきらんでねと言っておりました。かなり迷惑をかけていたところです。ようやく家が建つなと思って、私たちもほっとした感じはします。家が出来たら道並みに高めて造成をするとのことです。前面の水路の方に流すとのことです。よろしくお願いします。

議長

西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

今言われたとおりです。宅地との境界は田んぼの石垣らしく、不動産屋さん もおいでなっていて測量し工事に取りかかるとのことです。問題ないかと思 います。どうぞよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議 長 次に、議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について を議題と します。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議第

議案書29ページ、整理番号1番です。

事業計画者は 東吉田の ○○○○

代表社員 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字吉田 複坂 〇〇〇番、地目は田、面積は682㎡

用途目的は駐車場及び資材置場です。

変更内容は、用途目的の変更です。

変更前が食肉処理施設、変更後が駐車場及び資材置場です。

事由は、令和元年8月30日に食肉処理施設として5条許可を受けたが、地域 住民の理解と、コロナによる飲食店需要が落ち込んだこともあり、申請地を駐車 場及び資材置場として変更申請したい とのことです。

東は畑、西は水路・道路、南は宅地、北は畑です。

図面は30ページから31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

地元の推進委員さんがいらっしゃいますので説明をお願いします。

地域委員

私の方から説明いたします。3月29日に事前審査を受けました。その時に説明しましたが地域住民の理解が得られないとのことですが、最初、〇〇〇〇が建てるときは食肉の加工施設の詳細が無い状態で説明を受けました。地域の活性化のためにいいんじゃないかと、年間100頭程度ここで処理をするという計画でしたので、それならいいなと地区民で納得をしたところでした。排水等の詳細な計画が出た段階で処理施設の処理水をパイプでもって河川に流すとのことで下流の方にダム建設時に河川プールを作って頂いていたため、処理水がどの程度か分からないことから、前に用水路がありますけどそこにパイプを敷設して河川プールの下まで流す計画をなされておりました。そのパイプの敷設代もかなりの金額であり、他の場所を探しておられました。だいたい目処が付き、こちらを処理施設でなく資材置場に変更をしたいとの申し入れがあったものです。よろしくお願いします。

議長

西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

江口推進委員が言われたとおりです。よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について 整理番号1番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、議案第7号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認について を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書32ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 今寺の 〇〇〇〇 様、

譲受人は、今寺の 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様

所在地は、大字下宿 三本桜 ○○○○番 外5筆

地目は田と畑、面積の合計は5,493㎡、

用途目的は太陽光発電設備設置用地です。

変更内容は、事業計画区域の拡大です。

変更前が 農地5筆、計画面積5,004㎡、

変更後が 農地6筆、計画面積5,493㎡です。

事由は、当初、平成30年10月17日に許可を受けた申請地と一体で計画を 進めていましたが、地権者と調整がつかず、やむを得ず5筆のみを申請していま した。許可後造成施工し、パネル設置へと動いていましたが、今回申請地

(○○○番)の地権者との調整で追加出来ることとなり、一体利用する計画へ申請したい ということです。

今回追加する○○○番は、地目は田、面積は489㎡、

農地区分は2種農地です。

東は宅地、 西は山林・田、 南は道路・宅地、 北は道路 です。

売買価格は、反当たり300,000円、全体で146,700円です。

図面は33ページから34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

平成30年に申請がなされ許可されています。今回は右側の端っこが和農で残っていておりました。その追加の申請を今回されております。茶畑の方に排水路があり問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

植松委員が言われたとおりでございます。立派な排水路で問題ないと思います。 よろしくお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第7号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による 申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に 副申することに決定しました。

議長

次に、議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定について を、

議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書別紙を御覧ください。

令和3年度の下限面積については、現行面積を変更せず、50アールと設定する。

理由としては、管内で50アール未満の農地を耕作している農家は約25パーセントで、その大半は担い手農家等に利用権の設定を行い流動化が進められているとの判断によるものです。

但し、農地法施行規則第17条第2項の規定により、新規就農者等の受入れの

促進により農地の有効利用等を図るとともに、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者及び空き物件利用希望者に限り、別紙のとおりそれぞれに要件を付して、別段の面積を設定するものとする。以上です。

議長

また、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者20アール及び空き物件利用希望者0.05アール、別紙のとおりそれぞれに要件を付して、別段の面積を設定することについて、意見ありませんか。

それでは、令和3年度の下限面積を50アールと設定することについて、

議長

他の市町も5㎡かな。

事務局

鹿島は0.01アールですので1㎡空き物件、普通の耕作は50アール、武雄も空き家1㎡、下限面積は50アールとなっております。

議長

他にないですかね、いいですかね。

議長

採決に入ります。下限面積 (別段の面積) について、令和3年度の下限面積は、50アールと設定する。ただし、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者は20アール及び空き物件利用希望者0.05アールとする別段の面積を設定することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定することについて、令和3年度の下限面積は 50アール と設定する。ただし、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者は20アール及び空き物件利用希望者0.05アールとする別段の面積を設定することに決定しました。

議長

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。 お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議し たいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委 員

[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第33回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 3 分 閉会)

嬉野市農業委員会総会会議規則第	24条第3項の規定により、ここに署名する。
令和3年4月2日	嬉野市農業委員会第33回定例総会議長
	署名委員
	署名委員